

## ○長浜市情報公開条例（抜粋）

平成18年2月13日条例第17号

（目的）

**第1条** この条例は、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、公正で開かれた市政の推進と市政への市民参加を一層促進し、もって地方自治の本旨に則した市政の発展と市民の知る権利の保障に資することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び議会をいう。
- （2） 公文書 実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）であつて、実施機関が組織的に用いるものとして管理しているものをいう。
- （3） 公文書の公開 実施機関が、この条例の定めるところにより、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

（附属機関の会議の公開）

**第27条** 実施機関に置く附属機関は、法令等の規定により公開することができないとされている場合その他正当な理由がある場合を除き、その会議を公開するよう努めるものとする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の長浜市情報公開条例（平成9年長浜市条例第19号）、浅井町情報公開条例（平成12年浅井町条例第17号）又はびわ町情報公開条例（平成13年びわ町条例第1号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なおそれぞれ合併前の条例の例による。

（6町編入に伴う経過措置）

- 4 虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、虎姫町情報公開条例（平成17年虎姫町条例第23号）、湖北町情報公開条例（平成12年湖北町条例第34号）、高月町情報公開条例（平成13年高月町条例第15号）、木之本町情報公開条例（平成14年木之本町条例第3号）、余呉町情報公開条例（平成14年余呉町条例第5号）又は西浅井町情報公開条例（平成12年西浅井町条例第56号）（以下これらを「編入した町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、それぞれ当該規定によりなされたものとみなす。
- 5 編入日の前日までにした編入した町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なおそれぞれ編入した町条例の例による。